

令和8年度伊勢崎市奨学金案内

伊勢崎市奨学金は学生本人に奨学金を無利子で貸与する制度です。他の奨学金と併用が可能です。申請において独立の生計を営む家族以外の連帯保証人が必要になります。奨学金は卒業後に返済していただきます。学生本人、保護者および連帯保証人に返済義務がありますので、十分相談し、考慮のうえ申請してください

1 貸与資格

- (1) 学術優秀、品行方正、身体強健及び志操堅実な者
- (2) 本人又は保護者が本市に1年以上住んでいる（住民登録している）者
- (3) 本人が高等学校、大学、短期大学に進学又は在学中の者
（高等専門学校・専修学校は該当しない）
- (4) 経済的理由により進学困難な者

2 貸与額

(1) 高等学校（年額）	120,000円
(2) 大学・短期大学（年額）	300,000円

3 入学時給付金

選考時に入学を伴う貸与決定者に給付 50,000円

4 募集期間

令和8年3月2日（月）から4月30日（木）

5 申し込み

(1) インターネット

次のQRコードもしくはURLから申し込みフォームにアクセスし、必要事項を入力し、お申し込みください

申し込みフォームは市ホームページからもアクセスできます

<https://logoform.jp/form/Gpfu/1238826>



伊勢崎市のホームページ「市の奨学金制度」

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kyoikubu/kyoikuin/2186.html>

※ 申し込みフォームで入力しただけでは、申請は完了していません

【必要書類】ウ～カを期間内に下記窓口（郵送可）に提出してください

(2) 窓口（郵送）

市ホームページから必要書類をダウンロードして次のとおり提出してください
必要書類は下記窓口でも配布します

期間 令和8年3月2日（月）から4月30日（木）（ただし土・日・祝日を除く）

時間 午前8時30分から午後5時15分

場所 伊勢崎市教育委員会総務課（伊勢崎市役所本館4階）

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地 電話 0270（27）2786

【必要書類】

- | | |
|--------------------|---|
| ア 奨学生貸与等申請書（様式第1号） |] |
| イ 身上明細書（様式第3号） | |
- ※インターネットで申し込みした場合は不要
- ウ 奨学生貸与者推薦書（様式第2号）
出身校または在学校的学校長の推薦
- エ 在学証明書（4月30日必着）
4月から在籍する学校のもの
※4月以降に学校で取得して、期日までに提出してください
- オ 戸籍謄本
- カ 生計維持者の源泉徴収票または確定申告書の写し等（令和7年分）
※父母がいる場合は、原則として父母（2人）が生計維持者となります
- ※ 郵送でも申請できます（4月30日必着）
必要書類を全て提出して申請完了となります

6 貸与の決定

伊勢崎市奨学生選考委員会の審査により、貸与の可否を決定します
選考結果は郵送で通知します
奨学生（貸与決定者）には、「誓約書」「振込依頼書」を同封しますので「連帯保証人の印鑑証明書」と併せて提出してください
※誓約書には収入印紙（200円）の貼付が必要です

7 貸与

年額を半期ごとに分け、口座振込みにより貸与します
初年度の貸与は6月下旬と10月の予定です
次年度以降は、在学証明書の提出により進級を確認したうえで、貸与を継続します
次年度以降の貸与は4月と10月の予定です
奨学生を貸与する期間は、その学校における正規の修業期間です
(4年制大学入学時に貸与決定した場合は4年間)

8 返済

奨学生は卒業後に保護者、連帯保証人が連署の上、「借用証書」を提出してください
卒業後1年間返済を猶予します。猶予後、貸与年数の2倍の期間内に半年賦（年2回）または年賦（年1回）により、返済してください

【例】4年制大学入学から卒業まで貸与する場合、総額1,200,000円を
8年内に返済します。※8年間で返済の場合=年額150,000円

返済は、金融機関窓口での納付書払いです（口座引落ではありません）
返済が理由なく遅延したときは、延滞金を徴収する場合があります
本市では滞納者への債権回収業務を弁護士事務所に委託しています

9 連帯保証人 ※連帯保証人へ直接連絡することがあります

独立の生計を営む家族以外の人で、奨学金返済終了（4年間貸与を受ける場合、申請から13年後）まで返済能力のある人とします

奨学生が奨学金を返済できない場合、**保護者及び連帯保証人が返済義務を負います**

保護者及び連帯保証人の債務極度額は奨学金貸与額全額であり、極度額の範囲内で連帯して負担します

また、連帯保証人は貸与決定時に「印鑑証明書」の提出が必要です

問合せ・送付先

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市教育委員会総務課 経理係
電話（直通）0270-27-2786

伊勢崎市のホームページ <http://www.city.isesaki.lg.jp>

○伊勢崎市奨学生条例抜粋

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 93 号

第1条 この条例は、本市に居住する優秀な学生又は生徒であつて進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により進学困難なものに対し、予算の範囲内において奨学生の貸与及び入学時給付金の交付（以下「奨学生の貸与等」という。）を行い、もって有用な人材を育成するとともに教育の機会均等を図り社会に寄与貢献せしめることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学生 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は大学若しくは短期大学（以下これらを「高等学校等」という。）に在学する者に貸与する学資をいう。
- (2) 入学時給付金 高等学校等に入学するときに交付する給付金をいう。
- (3) 奨学生 奨学生の貸与等を受けることが決定された者をいう。
- (4) 保護者 高等学校等に在学する者の父母又はその者と同一生計を営む世帯主その他これらに準ずるものをいう。

（資格要件）

第3条 奨学生の貸与等を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 学術優秀、品行方正、身体強健及び志操堅実な者
- (2) 本市に1年以上住所を有する者又はその子女で高等学校等に在学中のもの
- (3) 経済的理由により進学困難な者

（奨学生の貸与等の申請）

第4条 奨学生の貸与等を受けようとする者は、伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める募集期間に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学生貸与等申請書
- (2) 出身校長又は在学校長の推薦書
- (3) 在学証明書
- (4) 身上明細書
- (5) 戸籍謄本

2 前項第1号の奨学生貸与等申請書には、保護者のほか独立の生計を営む者1人を連帯保証人として連署しなければならない。

3 前項の連帯保証人を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

（奨学生の貸与等の決定）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請書を受理したときは、第15条に規定する奨学生選考委員会の意見を聴き奨学生の貸与等についての可否を決定し、奨学生に通知しなければならない。

2 奨学生は、その通知を受けた日から10日以内に前条の規定の例により誓約書を教育委員会に提出しなければならない。

（奨学生の貸与等の額）

第6条 奨学生の貸与の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 高等学校 年額 120,000 円
 - (2) 大学又は短期大学 年額 300,000 円
- 2 奨学生は、第10条の規定によるもののほか、無利子とする。
- 3 奨学生を貸与する期間は、その学校における正規の修業期間とする。
- 4 奨学生は、年額を2期に分けて各々その期の最初の月に貸与する。
- 5 入学時給付金の交付の額は、5万円とする。ただし、入学時給付金は、高等学校等に入学するときに奨学生の貸与を受けようとする者に限り、併せて交付するものとする。

（異動の届出）

第7条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 本人、保護者又は連帯保証人の住所、身分その他重要事項に異動があったとき。
- (3) 卒業後の職業及び住所が定まったとき又はこれらに変更があったとき。
- (4) その他教育委員会から報告を求められた事項

2 前項第1号の届出にあっては、学校長の証明書を添付しなければならない。

（奨学生の休止、停止又は廃止）

第8条 奨学生が休学したときは、その期間奨学生の貸与を休止する。

- 2 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の貸与を停止し、又は廃止する。
- (1) 学校を退学したとき。
 - (2) 学業又は操行不良となったとき。
 - (3) 疾病その他の事由により卒業の見込みがないと認めたとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 資力の状況その他の事由により奨学生の貸与の必要がないと認めたとき。
 - (6) その他この条例に違反し、又は奨学生として適当でないとき。

（返済）

第9条 奨学生の返済は、卒業後1年を経過した日の属する翌年度から貸与年数の2倍に相当する期間内において、月賦又は半年賦若しくは年賦により返済しなければならない。ただし、全額又は一部を繰り上げて返済することを妨げない。この場合は、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。

2 奨学生が退学又は放校の処分に付されたときは、一時に返済しなければならない。

（延滞金）

第10条 奨学生が正当な理由なく奨学生の返済を遅延したときは、延滞金を徴収する。

（保護者及び連帯保証人の債務）

第13条 奨学生又は奨学生であったものが死亡その他の事由により奨学生を返済することができないときは、保護者及び連帯保証人がその責めを負うものとする。